

## 上下水道・衛生

### 下水道事業受益者負担金の決定通知書と納入通知書を送付します

下水道事業受益者負担金とは、公共下水道が整備された地区の土地に対し、下水道整備費用の一部を一度だけ負担してもらうものです。

受益者負担金の決定通知書を8月に送付します。納入通知書は、納期月（一括払いは8月のみ、分割払いは8・10・12・2月の年4回）ごとに送付します。納付期限は、各納期月の25日です。

分割納付を選んだ方は、10月以降の納期分から口座振替で納付できますので金融機関・郵便局で手続きをお願いします。

※受益者申告書を提出していない場合は、申告書送付時点での登記簿上の土地所有者に送付します。

（給排水設備課 ☎381-1153）

### 食品等自主衛生管理優良事例紹介事業がスタートしました

食品製造工場や飲食店などの食品を扱う事業者が実施している、ほかの事業者の模範となるような自主衛生管理の内容を、ホームページなどで紹介する事業がスタートしました。

市民の方に食に対する安心を感じてもらうとともに、ほかの事業者の模範として、本市の食の安全安心を一層高めていきましょう。

食品等事業者の参加をお待ちしています。

#### （紹介に値するような自主衛生管理の例）

- ・ 自社の試験室で、製品の食中毒の原因となるような細菌の検査を定期的実施し、結果を自社ホームページで公開している。
- ・ 販売している野菜や果物の残留農薬の検査を、定期的に検査機関に依頼して実施している。
- ・ 施設や器具などのふきとり検査を実施し、その結果に基づいて施設の改善などを行っている。
- ・ 工場に勤める全従業員に対し、毎月1回食品の衛生管理などに関する衛生教育を実施している。

詳しくは、食品保健課（☎364-3188）へ。

### 「バザー等開催届」を提出してください～食品の衛生管理は、バザー成功の第一歩～

夏祭りなど地域や学校などの行事で、食品業者以外の方が飲食物のバザーを行う場合は、「バザー等開催届」の提出をお願いします。

安全に食品を提供してもらうため、食品の取り扱いや調理上の注意点を説明します。飲食物のバザーを開催する方は、企画の段階から、早めにご相談ください。

詳しくはホームページ「熊本市安全安心のひろば（[http://www.kumamoto-shoku.jp/anzen\\_anshin/](http://www.kumamoto-shoku.jp/anzen_anshin/)）」または、食品保健課（☎364-3188）へ。

### セアカゴケグモにご注意ください

今年5月、北区鶴羽田1丁目の一部の区域で、特定外来生物で有毒のセアカゴケグモの生息が確認されました。九州内でも多くの県で発見されています。次のことに注意してください。

#### ▶ 体の特徴

- 〈体の大きさ〉  
約1cm(成体・メス)
- 〈体の色〉



- ・ 全体的には、黒または褐色
- ・ 背中および腹に赤い特徴的な模様

#### ▶ 主な生息場所（日当たりがよく暖かい所）

- ・ 排水溝の側面やふたの裏
- ・ プランターと壁の間
- ・ 低木の下
- ・ 放置された自転車
- ・ 駐車場用段差解消スロープ など

#### ▶ 咬まれないための予防方法

- ・ 外での作業には軍手などの手袋を着用
- ・ 不用意に側溝などの隙間に手を入れない
- ・ 見つけても、絶対に素手で触らない

#### ▶ 駆除方法

- ・ 市販の家庭用殺虫剤を噴射
- ・ 靴で踏む  
（セアカゴケグモに似たクモを見かけたときは、その場で駆除し、生活衛生課にご連絡ください）

#### ▶ 咬まれたときの対処法

- ・ 咬まれると、全身の痛みや発熱、吐き気などの症状が現れる場合があります。速やかに医療機関で受診してください。

詳しくは、生活衛生課（☎364-3187）へ。

## 消防・防災

### 大切な人 愛する家族 そして大好きな熊本市を守るため消防団への入団をお待ちしています

消防団は郷土愛護の精神を基調とし、「自分たちの街は自分たちで守る」を基本理念に、昼夜、地域防災・消防広報などの活動を行っています。

それぞれ本業をもった人たちが構成される消防団ですが、身分は特別職の地方公務員です。

▶ **報酬** 年間一定の金額が報酬として支給され、訓練、予防警戒などに従事した場合は、手当が支給されます

▶ **退職報償金** 5年以上勤務し、退団した場合に支給されます

▶ **入団資格** 市内に住むか通勤する18歳以上で、身体が健康な方。男女は問いません。募集人員など、詳しくは、消防課消防団室（☎372-2770）へ。

### イベントなどを行う場合は届出と消火器の準備が必要です

屋内、屋外の開催を問わず祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の人が集まる催し（以下「イベント等」という）での火災予防対策の徹底を図るため、熊本市火災予防条例を8月1日から次のように改正しました。

#### ＜露店等の開設に係る届出＞

イベント等で対象火気器具等（※）を使用する露店、屋台その他これらに類するものを出店する場合には、おおむね7日前までに所轄消防署長へ露店等の開設に係る届出が必要です。

#### ＜消火器の準備が必要＞

イベント等で対象火気器具等（※）を使用する場合は、迅速な初期消火と被害拡大防止を図るため、消火器の準備が必要です。

#### ※対象火気器具等

ガスグリル、コンロ、フライヤー、電熱器、炭火焼き鳥器、蒸し器、石油ストーブ、電気ストーブ、発電機など

詳しくは、最寄りの消防署へ。

（予防課 ☎363-2249）

### 家庭ごみの排出量

（1人1日あたり）

資源物や紙の日に誤って大事なものを出してしまふケースが多発しています。注意しましょう！

#### チャレンジ！ 家庭ごみ減量20%

平成21年度 562g  
→  
平成26年度 4月～6月 516g  
-8.2%

※資源化された量を除きます。

（廃棄物計画課 ☎328-2359）

### 生活用水使用量

（1人1日あたり）

#### 節水チャレンジ！

平成26年度（6月）  
目標 218ℓ  
実績 225ℓ  
（平成26年度目標）

庭木などへの水まきは、バケツやジョウロで！  
ホースには「手元制御弁」を付け、こまめに開け閉めを！

（水保全課 ☎328-2436）

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。

### 7・8月は夏季の節水重点期間

## 節水器具で手軽に節水

年間で最も水使用量の多くなる7月と8月は「夏季の節水重点期間」です。節水とは水を「ムダなく有効に」使うことです。必要な水まで我慢したり、無理に節約することではありません。皆さんのライフスタイルにあった方法で節水に取り組み、新たな目標218リットル達成を目指しましょう。

「でも、忙しくてなかなかこまめに節水できない…」という方。手ごろな値段で高い節水効果が得られる節水器具を使ってみませんか？節水器具は取り付けも簡単で、意識しなくても節水できます。

#### ＜節水器具の例＞

#### バスポンプ

お風呂の残り湯を洗濯などに使えるように、くみ上げるためのポンプ。



値段：2,000円前後～  
効果：約100ℓ節水

#### 節水シャワーヘッド

低水量だが水圧はそのままのものや、手元のボタンで開閉できるものなどがある。



値段：1,000円前後～  
効果：約50%節水

ほかにもいろいろな節水器具があります。お近くの「節水器具普及協力店」で購入できます。お買い求めの際は、家庭の機器に取り付けることができるか確認してご購入ください。

（水保全課 ☎328-2436）